

犯罪被害者支援募金箱設置規約

第1条（目的）

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（以下「支援センター」という。）の募金箱設置に関し、募金箱に寄せられたご寄付者の意思が生かされ、管理運営が適切に行われるために必要な事項を定めます。

第2条（設置場所）

- （1）当センターの趣旨に賛同する販売店・商店・病院・ホテルなどの不特定多数の人が出入りする施設とします。
- （2）多くの人の目にふれるところに設置し、常時設置としてください。

第3条（設置届）

募金箱を設置いただいた時は、所定の「犯罪被害者支援募金箱設置届出書」をご提出ください。

第4条（募金箱の形態）

材質：透明アクリル

横幅：12cm 奥行：9.7cm 高さ：17.9cm 鍵付き

第5条（募金箱の設置等）

募金箱の設置及び撤去については、支援センターが行います。

第6条（募金箱管理者）

管理の所在を明確にするため、18歳以上の管理責任者を定め支援センターに届けてください。

第7条（募金の振り込み）

募金箱に寄せられた募金は、適宜、支援センターの振込用紙にて納付してください。

第8条（禁止事項）

募金箱を他に譲渡あるいは貸与しないでください。

第9条（変更の届出）

募金箱の設置場所、管理責任者等の変更があった場合は速やかに支援センターに届けてください。

第10条（設置の中止）

募金箱設置の中止をご希望の時は、支援センターに連絡し募金箱を返却してください。

第11条（その他）

本規約に定めのない事項、または各条項に疑義を生じた場合は、支援センターと協議し誠意を持って解決することとします。

犯罪被害者支援募金箱設置届出書

平成 年 月 日

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター御中

会 社

店舗等名

代表者名

印

「犯罪被害者支援募金箱設置規約」に同意し、募金箱設置について届け出します。

会社・店舗名	
業 種	
住 所	
管理責任者	職 氏名 (歳)
連 絡 先	電 話 F A X
募金箱設置数	
募金箱設置場所	(1) (2)
ポスター等の 必要枚数	(1) ポスター 1 枚 (2) リーフレット 20 枚
備 考	募金箱No.